

【更新した箇所】

平成29年8月17日 論文対策集 129ページ, 131ページ

平成29年8月9日 論文対策集 209ページ

平成29年7月22日 テキスト2 消②-3ページ, テキスト3 法⑩-13~14ページ, 法⑫-5ページ

公認会計士 租税法 テキスト1 訂正表

平成29年6月23日現在

ページ	問題番号	誤	正																							
法④-17	—	1. 通常の資産の償却方法 (2) 表題 ～以後平成27年3月31日以前に取得した場合	1. 通常の資産の償却方法 (2) 表題 ～以後平成28年3月31日以前に取得した場合																							
	—	1. 通常の資産の償却方法 (3) 表中 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>定額法</td> <td>定率法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		定額法	定率法		:				鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)	×	○		1. 通常の資産の償却方法 (3) 表中 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>定額法</td> <td>定率法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </table>		定額法	定率法		:				鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)	○	×
	定額法	定率法																								
:																										
鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)	×	○																								
	定額法	定率法																								
:																										
鉱業用減価償却資産 (建物附属設備及び構築物)	○	×																								
法⑤-9 ～ 法⑤-10	—	具体例 <u>B社の減価償却費計上時の調整</u> <table border="1"> <tr> <td>完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>375,000円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,500,000円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>656,250円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> </table> <u>計算過程-×2年1月1日～×2年3月31日</u> (1) 原則法 $6,000,000 \text{円} \times \frac{2,000,000 \text{円}}{16,000,000 \text{円}} = 750,000 \text{円}$ (2) 簡便法 $6,000,000 \text{円} \times \frac{3 \text{月}}{4 \text{年} \times 12 \text{月}} = 375,000 \text{円}$ (3) (1) > (2) ∴ 375,000円 <u>計算過程-×2年4月1日～×3年3月31日</u> (1) 原則法 $6,000,000 \text{円} \times \frac{7,000,000 \text{円}}{16,000,000 \text{円}} = 2,625,000 \text{円}$ (2) 簡便法 $6,000,000 \text{円} \times \frac{12 \text{月}}{4 \text{年} \times 12 \text{月}} = 1,500,000 \text{円}$ (3) (1) > (2) ∴ 1,500,000円	完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額		375,000円 (加算: 留保)		1,500,000円 (加算: 留保)		656,250円 (加算: 留保)		具体例 <u>B社の減価償却費計上時の調整</u> <table border="1"> <tr> <td>完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>375,000円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,500,000円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>750,000円 (加算: 留保)</td> <td></td> </tr> </table> <u>※ 譲渡損益の戻入は簡便法により計算する。</u> <u>計算過程-×2年1月1日～×2年3月31日</u> <u>簡便法による計算</u> $6,000,000 \text{円} \times \frac{3 \text{月}}{4 \text{年} \times 12 \text{月}} = 375,000 \text{円}$ <u>計算過程-×2年4月1日～×3年3月31日</u> <u>簡便法による計算</u> $6,000,000 \text{円} \times \frac{12 \text{月}}{4 \text{年} \times 12 \text{月}} = 1,500,000 \text{円}$	完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額		375,000円 (加算: 留保)		1,500,000円 (加算: 留保)		750,000円 (加算: 留保)								
完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額																										
375,000円 (加算: 留保)																										
1,500,000円 (加算: 留保)																										
656,250円 (加算: 留保)																										
完全支配関係法人間 取引の損益の加算調整額																										
375,000円 (加算: 留保)																										
1,500,000円 (加算: 留保)																										
750,000円 (加算: 留保)																										

		計算過程－×3年4月1日～×3年9月10日	計算過程－×3年4月1日～×3年9月10日
法⑤-9 ～ 法⑤-10	—	<p>(1) 原則法</p> $6,000,000 \text{ 円} \times \frac{1,750,000 \text{ 円}}{16,000,000 \text{ 円}} = 656,250 \text{ 円}$ <p>(2) 簡便法</p> $6,000,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ 月}}{4 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 750,000 \text{ 円}$ <p>(3) (1) > (2) ∴ 656,250 円</p> <p>Ｂ社の譲渡時における調整</p> <p>完全支配関係法人間取引の損益の加算調整額 3,375,000 円（加算：留保）</p> <p>計算過程</p> $6,000,000 \text{ 円} - (375,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} + 656,250 \text{ 円}) = 3,468,750 \text{ 円}$ <p>～しかし、Ｂ社が償却費を計上することに伴い、繰延べられた 6,000,000 円のうち 2,531,250 円は既にＡ社の譲渡益として認識されている。そのため、Ｂ社が譲渡した時点で認識しなければならない譲渡益は、残りの 3,468,750 円である。</p>	<p>簡便法による計算</p> $6,000,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ 月}}{4 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 750,000 \text{ 円}$ <p>Ｂ社の譲渡時における調整</p> <p>完全支配関係法人間取引の損益の加算調整額 3,375,000 円（加算：留保）</p> <p>計算過程</p> $6,000,000 \text{ 円} - (375,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} + \underline{750,000 \text{ 円}}) = \underline{3,375,000 \text{ 円}}$ <p>～しかし、Ｂ社が償却費を計上することに伴い、繰延べられた 6,000,000 円のうち <u>2,625,000 円</u> は既にＡ社の譲渡益として認識されている。そのため、Ｂ社が譲渡した時点で認識しなければならない譲渡益は、残りの <u>3,375,000 円</u> である。</p>
法⑥-12	—	(5) 別表四への記入 総額欄及び留保欄 損金計上納税充当金 320,000	(5) 別表四への記入 総額欄及び留保欄 損金計上納税充当金 <u>331,000</u>
法⑮-3	—	具体例の図 当社の納付法人税の金額 950,981円 or 174,000円	具体例の図 当社の納付法人税の金額 <u>931,086円</u> or <u>149,000円</u>
法⑮-6	—	源泉徴収税率の表 上から 3 段目 公社債公社債投資信託	源泉徴収税率の表 上から 3 段目 <u>公社債</u> 公社債投資信託

テキスト法⑤-9～10 の具体例につき、多数の修正がございました。大変申し訳ございません。

受講生の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、以下の点ご確認お願い申し上げます。

(下記に伴うテキストの修正箇所は、上記に記載しております)

譲渡損益の戻入の計算方法について

譲渡損益の戻入の計算方法は原則法と簡便法とを選択できますが、簡便法を採用する場合には譲渡事業年度の確定申告書にその明細を記載する必要があります。その上で、原則法と簡便法は譲渡事業年度に選択した方法を継続適用する必要があります。

公認会計士 租税法 個別問題集 1 訂正表

平成29年 6月23日現在

ページ	問題番号	誤	正																						
法③-28	3-15	問題文 1. 1行目 ～A社が当期中に合併により解散し，	問題文 1. 1行目 ～A社が当期中に合併(<u>非適格</u>)により解散し，																						
法③-42		問題文 3. 表中	問題文 3. 表中																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>B株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期末</td> <td></td> <td>8,300,000円</td> </tr> <tr> <td>当期末</td> <td></td> <td>8,700,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>17,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		B株式	前期末		8,300,000円	当期末		8,700,000円	合計		17,000,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>B株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期末</td> <td></td> <td><u>8,500,000円</u></td> </tr> <tr> <td>当期末</td> <td></td> <td><u>8,500,000円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>17,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		B株式	前期末		<u>8,500,000円</u>	当期末		<u>8,500,000円</u>	合計
区分		B株式																							
前期末		8,300,000円																							
当期末		8,700,000円																							
合計		17,000,000円																							
区分		B株式																							
前期末		<u>8,500,000円</u>																							
当期末		<u>8,500,000円</u>																							
合計		17,000,000円																							
		問題文 3. (注2) 当社は、A株式及びB株式をその他有価証券として所有しており、全部純資産直入法により会計処理を行っている。なお、その他有価証券評価差額金は、前期末には計上されていないが、当期末には125,000円（A株式に係る評価損275,000円、B株式に係る評価益400,000円）計上されている。	問題文 3. (注2) <u>当社が計上しているその他有価証券評価差額金は、すべてA株式に係るものであり、当期末に125,000円計上されている。</u>																						
法③-43	3-20	解答 受取配当金の益金不算入額 1,834,757	解答 受取配当金の益金不算入額 <u>1,831,995</u>																						
		解説 2. 控除負債利子額を原則法により計算する場合、その他有価証券評価差額金は、分子の計算においては調整が必要であるが、分母の計算においては調整不要である。	解説 2. すべて削除																						
法③-44		<p><u>計算過程</u></p> <p>(2) 控除負債利子額</p> <p>② 総資産の帳簿価額 935,000,000円+650,000円+750,000円 +275,000円-400,000円=936,275,000円</p> <p>③ 株式の帳簿価額 17,000,000円-400,000円=16,600,000円</p> <p>④ 控除額 $6,500,000円 \times \frac{16,600,000円}{936,275,000円} = 115,243円$</p> <p>(3) 益金不算入額 1,500,000円-115,243円 -900,000円×50%=1,834,757円</p>	<p><u>計算過程</u></p> <p>(2) 控除負債利子額</p> <p>② 総資産の帳簿価額 935,000,000円+650,000円+750,000円 =<u>936,400,000円</u></p> <p>③ 株式の帳簿価額 <u>17,000,000円</u></p> <p>④ 控除額 $6,500,000円 \times \frac{17,000,000円}{936,400,000円} = 118,005円$</p> <p>(3) 益金不算入額 1,500,000円-<u>118,005円</u> -900,000円×50%=<u>1,831,995円</u></p>																						
法⑤-14	15-9	(注5) D協同組合出資は、×8年8月20日に取得したものである。～	(注5) D協同組合出資は、×8年 <u>4月</u> 20日に取得したものである。～																						

法⑩-5	16-2	問題文 2. 当社はY国に支店を有しており、この海外支店の所得金額は3,000,000円～	問題文 2. 当社はY国に支店を有しており、この海外支店の所得金額は <u>4,000,000円</u> ～
法⑩-7		解答 別表一 控除外国税額 925,611 差引所得に対する法人税額 4,621,700	解答 別表一 控除外国税額 <u>1,172,372</u> 差引所得に対する法人税額 <u>4,374,900</u>
法⑩-8		<p>計算過程－控除外国税額（別表一）</p> <p>(2) 控除限度額</p> $5,645,420円 \times \frac{3,751,041円(注)}{22,878,065円} = 925,611円$ <p>(注) 国外所得金額</p> <p>① (800,000円 - 227,024円) + 80,000円 + 98,065円 + 3,000,000円 = 3,751,041円</p> <p>② 22,878,065円 × 90% = 20,590,258円</p> <p>③ ① < ② ∴ 3,751,041円</p> <p>(3) (1) > (2) ∴ 925,611円</p>	<p>計算過程－控除外国税額（別表一）</p> <p>(2) 控除限度額</p> $5,645,420円 \times \frac{4,751,041円(注)}{22,878,065円} = 1,172,372円$ <p>(注) 国外所得金額</p> <p>① (800,000円 - 227,024円) + 80,000円 + 98,065円 + <u>4,000,000円</u> = <u>4,751,041円</u></p> <p>② 22,878,065円 × 90% = 20,590,258円</p> <p>③ ① < ② ∴ <u>4,751,041円</u></p> <p>(3) (1) > (2) ∴ <u>1,172,372円</u></p>

公認会計士 租税法 テキスト2 訂正表

平成29年7月22日現在

ページ	問題番号	誤	正												
消②-3	—	(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の判定基準 登録機関の所在地(2以上の国において登録している場合いずれかの機関の所在地)	(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の判定基準 登録機関の所在地(2以上の国において登録している場合 <u>これらの権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地</u>)												
所②-3	—	(4) 公社債投資信託 <投資信託の所得区分> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私募公社債等運用投資信託</td> <td>配当所得</td> </tr> </tbody> </table>	分類	所得区分	私募公社債等運用投資信託	配当所得	(4) 公社債投資信託 <投資信託の所得区分> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私募公社債等運用投資信託</td> <td><u>利子所得</u></td> </tr> </tbody> </table>	分類	所得区分	私募公社債等運用投資信託	<u>利子所得</u>				
分類	所得区分														
私募公社債等運用投資信託	配当所得														
分類	所得区分														
私募公社債等運用投資信託	<u>利子所得</u>														
所②-6	—	補足 <金融類似商品等の範囲及び所得分類> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内の割引債の償還差益(※3)</td> <td>雑所得</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 利付債の発行差金は、雑所得であるが、総合課税(源泉徴収なし)となる。</p>	所得の内容	所得区分	国内の割引債の償還差益(※3)	雑所得	補足 <金融類似商品等の範囲及び所得分類> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>債券の償還差益(※3)</u></td> <td><u>譲渡所得</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 <u>発行時において源泉分離課税の対象とされた割引債の償還差益は非課税</u></p>	所得の内容	所得区分	<u>債券の償還差益(※3)</u>	<u>譲渡所得</u>				
所得の内容	所得区分														
国内の割引債の償還差益(※3)	雑所得														
所得の内容	所得区分														
<u>債券の償還差益(※3)</u>	<u>譲渡所得</u>														
所②-8	例題2	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 割引債の償還差益</td> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>(6) 利付債の償還差益</td> <td>雑所得</td> </tr> </tbody> </table>	所得の内容	所得区分	(3) 割引債の償還差益	雑所得	(6) 利付債の償還差益	雑所得	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 割引債の償還差益</td> <td><u>譲渡所得</u></td> </tr> <tr> <td>(6) 利付債の償還差益</td> <td><u>譲渡所得</u></td> </tr> </tbody> </table>	所得の内容	所得区分	(3) 割引債の償還差益	<u>譲渡所得</u>	(6) 利付債の償還差益	<u>譲渡所得</u>
所得の内容	所得区分														
(3) 割引債の償還差益	雑所得														
(6) 利付債の償還差益	雑所得														
所得の内容	所得区分														
(3) 割引債の償還差益	<u>譲渡所得</u>														
(6) 利付債の償還差益	<u>譲渡所得</u>														
所②-9	例題3	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雑所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1), (3), (5)</td> </tr> </tbody> </table>	雑所得	(1), (3), (5)	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雑所得</th> <th><u>譲渡所得</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1), (5)</u></td> <td><u>(3)</u></td> </tr> </tbody> </table>	雑所得	<u>譲渡所得</u>	<u>(1), (5)</u>	<u>(3)</u>						
雑所得															
(1), (3), (5)															
雑所得	<u>譲渡所得</u>														
<u>(1), (5)</u>	<u>(3)</u>														
所②-21	—	補足 源泉分離課税とされる配当所得 (C) 私募公社債等運用投資信託の～	<u>左記の補足をすべて削除</u>												
所②-22	—	<課税方法のまとめ> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>課税方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私募公社債等運用投資信託</td> <td>源分</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税方法	私募公社債等運用投資信託	源分	<課税方法のまとめ> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>課税方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私募公社債等運用投資信託</td> <td>源分, <u>利子所得</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税方法	私募公社債等運用投資信託	源分, <u>利子所得</u>				
種類	課税方法														
私募公社債等運用投資信託	源分														
種類	課税方法														
私募公社債等運用投資信託	源分, <u>利子所得</u>														
所②-28	例題9	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) 国内の割引債の償還差益</td> <td>雑所得</td> </tr> </tbody> </table>	所得の内容	所得区分	(15) 国内の割引債の償還差益	雑所得	解答 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の内容</th> <th>所得区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) 国内の割引債の償還差益</td> <td><u>譲渡所得</u></td> </tr> </tbody> </table>	所得の内容	所得区分	(15) 国内の割引債の償還差益	<u>譲渡所得</u>				
所得の内容	所得区分														
(15) 国内の割引債の償還差益	雑所得														
所得の内容	所得区分														
(15) 国内の割引債の償還差益	<u>譲渡所得</u>														
所②-54	例題19	問題文 下から2行目 ～, 平成16年10月に入社してから～	問題文 下から2行目 ～, 平成 <u>17年</u> 10月に入社してから～												

所②-86	—	<p>※5 3行目以降</p> <p>また、国外で発行される割引債であるゼロ・クーポン債等の譲渡所得も、総合課税の対象となる。よって、株式等に係る譲渡所得ではないので、負債の利子は控除しない。</p>	<p>※5 3行目以降</p> <p><u>削除</u></p>																
所②-91	例題34	<p>問題文→<u>C割引債に関する指示をすべて削除</u></p> <table border="1" data-bbox="421 443 1477 539"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>譲渡対価</th> <th>取得価額</th> <th>譲渡費用</th> <th>負債利子</th> <th>譲渡日</th> <th>取得日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C割引債</td> <td>2,500,000</td> <td>2,100,000</td> <td>15,000</td> <td>—</td> <td>×27.8.25</td> <td>×23.5.24</td> <td>注3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・・・</p> <p>(注3) C割引債は、国外で発行された外貨建て割引債(ゼロ・クーポン債)である。</p> <p>解説</p> <p>1. ゴルフ会員権に類する株式等、ゼロ・クーポン債等は、株式等に該当しないので、～</p> <p>計算過程—総合課税</p> <p>(1) 譲渡損益</p> <p>① A株式(総長)</p> $5,500,000 \text{円} - (2,800,000 \text{円} + 35,000 \text{円}) = 2,665,000 \text{円}$ <p>② C割引債(総短)</p> $2,500,000 \text{円} - (2,100,000 \text{円} + 15,000 \text{円}) = 385,000 \text{円}$ <p>※ 貸付信託の受益証券の譲渡による所得は非課税</p> <p>(2) 特別控除</p> $385,000 \text{円} - 385,000 \text{円} = 0 \text{円 (総短)}$ $2,665,000 \text{円} - (500,000 \text{円} - 385,000 \text{円}) = 2,550,000 \text{円 (総長)}$	区分	譲渡対価	取得価額	譲渡費用	負債利子	譲渡日	取得日	備考	C割引債	2,500,000	2,100,000	15,000	—	×27.8.25	×23.5.24	注3	<p>解説</p> <p>1. ゴルフ会員権に類する株式等、ゼロ・クーポン債等は、株式等に該当しないので、～</p> <p>計算過程—総合課税</p> <p>(1) 譲渡損益</p> <p>① A株式(総長)</p> $5,500,000 \text{円} - (2,800,000 \text{円} + 35,000 \text{円}) = 2,665,000 \text{円}$ <p>② C割引債(総短)</p> $2,500,000 \text{円} - (2,100,000 \text{円} + 15,000 \text{円}) = 385,000 \text{円}$ <p>※ 貸付信託の受益証券の譲渡による所得は非課税</p> <p>(2) 特別控除</p> $385,000 \text{円} - 385,000 \text{円} = 0 \text{円 (総短)}$ $2,665,000 \text{円} - 500,000 \text{円} = 2,165,000 \text{円 (総長)}$
区分	譲渡対価	取得価額	譲渡費用	負債利子	譲渡日	取得日	備考												
C割引債	2,500,000	2,100,000	15,000	—	×27.8.25	×23.5.24	注3												
所②-116	例題43	<p>解答</p> <table border="1" data-bbox="411 1547 740 1841"> <thead> <tr> <th>所得の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑課税</td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>事業課税</td> </tr> <tr> <td>非課税(贈与税)</td> </tr> </tbody> </table>	所得の区分	雑課税	退職所得	雑所得	事業課税	非課税(贈与税)	<p>解答</p> <table border="1" data-bbox="965 1547 1294 1841"> <thead> <tr> <th>所得の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑所得</td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> </tr> <tr> <td><u>譲渡所得</u></td> </tr> <tr> <td><u>事業所得</u></td> </tr> <tr> <td>非課税(贈与税)</td> </tr> </tbody> </table>	所得の区分	雑所得	退職所得	<u>譲渡所得</u>	<u>事業所得</u>	非課税(贈与税)				
所得の区分																			
雑課税																			
退職所得																			
雑所得																			
事業課税																			
非課税(贈与税)																			
所得の区分																			
雑所得																			
退職所得																			
<u>譲渡所得</u>																			
<u>事業所得</u>																			
非課税(贈与税)																			

所②-124	—	(2) その他	(2) その他										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>例示</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 公社債の発行差金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ 国内の割引債の償還差益</td> <td>源泉分離課税 (注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 源泉徴収税率は18.378%(所得税18%, 復興特別所得税0.378%)である。</p>	例示	備考	④ 公社債の発行差金		⑬ 国内の割引債の償還差益	源泉分離課税 (注2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>例示</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 公社債の発行差金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ 国内の割引債の償還差益</td> <td>源泉分離課税 (注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 源泉徴収税率は18.378%(所得税18%, 復興特別所得税0.378%)である。</p>	例示	備考	④ 公社債の発行差金	
例示	備考												
④ 公社債の発行差金													
⑬ 国内の割引債の償還差益	源泉分離課税 (注2)												
例示	備考												
④ 公社債の発行差金													
⑬ 国内の割引債の償還差益	源泉分離課税 (注2)												

テキストの所得税部分につき、一部改正論点の反映漏れがございました。大変申し訳ございません。

受講生の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、以下の点ご確認お願い申し上げます。

(下記に伴うテキストの修正箇所は、上記に記載しております)

1. 債券の売却損益について

平成 28 年 1 月 1 日以降、国内外で発行された債券の売却損益は、譲渡所得として申告分離課税の対象とされることになりました。

具体的には、特定公社債の売却損益は「上場株式等の譲渡所得」に、一般公社債（特定公社債以外の公社債）の売却損益は「一般株式等の譲渡所得」に含めて取り扱われます。

2. 債券の償還損益について

債券の償還損益は、平成 27 年 12 月 31 日まで雑所得として総合課税の対象とされていましたが、平成 28 年 1 月 1 日以降は償還時に譲渡があったものとみなして、譲渡所得として申告分離課税の対象とされることになりました。

具体的には、特定公社債の償還損益は「上場株式等の譲渡所得」に、一般公社債（特定公社債以外の公社債）の償還損益は「一般株式等の譲渡所得」に含めて取り扱われます。

なお、平成 27 年 12 月 31 日までに発行された割引債で、発行時において源泉分離課税（＝発行時源泉分離課税）の対象とされたものに係る償還差益は非課税となります。

公認会計士 租税法 テキスト3 訂正表

平成29年7月22日現在

ページ	問題番号	誤	正
法⑩-13		解答の金額 建物A減価償却超過額 20,172,500円	解答の金額 建物A減価償却超過額 <u>21,327,500円</u>
法⑩-14	例題4	計算過程-建物A (1) 償却限度額 ① 普通償却限度額 $30,000,000円 \times 0.133 \times 7/12 = 2,327,500円$ ② 特別償却限度額 $30,000,000円 \times 25\% = 7,500,000円$ ③ ①+②=9,827,500円 (2) 償却超過額 $30,000,000円 - 9,827,500円 = 20,172,500円$	計算過程-建物A (1) 償却限度額 ① 普通償却限度額 $30,000,000円 \times 0.067 \times 7/12 = 1,172,500円$ ② 特別償却限度額 $30,000,000円 \times 25\% = 7,500,000円$ ③ ①+②= <u>8,672,500円</u> (2) 償却超過額 $30,000,000円 - 8,672,500円 = 21,327,500円$
法⑫-5	例題1	計算過程-雇用者数が増加した場合の特別控除額 (4) 特別控除額 $30人 \times 400,000円 = 10,000,000円$	計算過程-雇用者数が増加した場合の特別控除額 (4) 特別控除額 <u>25人</u> $\times 400,000円 = 10,000,000円$

公認会計士 租税法 個別問題集2 訂正表

平成29年6月23日現在

ページ	問題番号	誤	正												
所④-9	問題4-4	問題文 <table border="1"> <tr> <td>続柄</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>妻の母</td> <td>公社債の利子400,000円(税引前)がある。</td> </tr> </table>	続柄	備考	・	・	妻の母	公社債の利子400,000円(税引前)がある。	問題文 <table border="1"> <tr> <td>続柄</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>妻の母</td> <td>公社債の利子400,000円(税引前)がある。<u>なお、当該利子は源泉徴収されており、妻の母は申告不要を選択している。</u></td> </tr> </table>	続柄	備考	・	・	妻の母	公社債の利子400,000円(税引前)がある。 <u>なお、当該利子は源泉徴収されており、妻の母は申告不要を選択している。</u>
続柄	備考														
・	・														
妻の母	公社債の利子400,000円(税引前)がある。														
続柄	備考														
・	・														
妻の母	公社債の利子400,000円(税引前)がある。 <u>なお、当該利子は源泉徴収されており、妻の母は申告不要を選択している。</u>														
所④-11		解説 最初の文章 また、公社債の利子は源泉分離課税のため、妻の母の合計所得金額は0円となる。	解説 最初の文章 また、公社債の利子は <u>申告不要を選択している</u> ため、妻の母の合計所得金額は0円となる。												
所④-39	過去問7	解答 問1 (1) 給与所得の金額 11,220,000 (2) 一時所得の金額 500,000	解答 問1 (1) 給与所得の金額 <u>11,300,000</u> (2) 一時所得の金額 <u>700,000</u>												

所④-40	<p><u>計算過程－給与所得の金額</u></p> <p>(1) 収入金額 $13,000,000円 + (200,000円 - 150,000円)$ $\times 12ヶ月 = 13,600,000円$</p> <p>(2) 給与所得控除額 $2,200,000円 + (13,600,000円 - 10,000,000円)$ $\times 5\% = 2,380,000円$</p> <p>(3) 給与所得の金額 $13,600,000円 - 2,380,000円 = 11,220,000円$</p>	<p><u>計算過程－給与所得の金額</u></p> <p>(1) 収入金額 $13,000,000円 + (200,000円 - 150,000円)$ $\times 12ヶ月 = 13,600,000円$</p> <p><u>(2) 給与所得の金額</u> $13,600,000円 - 2,300,000円 = 11,300,000円$</p>
-------	--	---

公認会計士 租税法 論文対策集 訂正表

平成29年8月17日現在

ページ	問題番号	誤	正
3	第1章 第1節 1. <u>問2</u>	解答 2行目 ～。ここで、B社は、同法第138条第1項第2号の国内源泉所得を～	解答 2行目 ～。ここで、B社は、同法第138条第1項 <u>第5号</u> の国内源泉所得を～
5	第1章 第1節 2. <u>問2</u>	解答 2行目 ～。ここで、B社は、同法第138条第1項第2号の国内源泉所得を～	解答 2行目 ～。ここで、B社は、同法第138条第1項 <u>第5号</u> の国内源泉所得を～
8	第1章 第1節 3. <u>問題2</u>	問題文 4段落目以降 A社は、平成28年3月18日に、倉庫用建物の修繕をB社に発注した。A社は、平成28年3月25日にB社から送付されてきた見積書に基づき、平成28事業年度の決算において、修繕費200万円を未払金計上した。そして、B社は、平成28年4月5日から作業に取り掛かり、同月20日に修繕を完了させたため、平成28年4月25日に、A社は普通預金より210万円を支払った。	問題文 4段落目以降 A社は、平成 <u>29</u> 年3月18日に、倉庫用建物の修繕をB社に発注した。A社は、平成 <u>29</u> 年3月25日にB社から送付されてきた見積書に基づき、平成28事業年度の決算において、修繕費200万円を未払金計上した。そして、B社は、平成 <u>29</u> 年4月5日から作業に取り掛かり、同月20日に修繕を完了させたため、平成 <u>29</u> 年4月25日に、A社は普通預金より210万円を支払った。
10	第1章 第1節 3. <u>問題3</u>	問題文 2段落目の2行目後半 ～であり、平成28年3月末を第1回とし、～	問題文 2段落目の2行目後半 ～であり、平成 <u>29</u> 年3月末を第1回とし、～
42	第1章 第1節 10. <u>問題5</u>	問題文 2段落目の4行目後半 ～。なお、支給額のうち経費として支出しなかった15万円については、～	問題文 2段落目の4行目後半 ～。なお、支給額のうち経費として支出しなかった <u>30万円</u> については、～

58	第1章 第1節 13. <u>問1</u>	問題文 1行目 B社から受けた配当金に係る源泉徴収所得税額 200万円について～	問題文 1行目 B社から受けた配当金に係る源泉徴収所得税額 <u>400万円</u> について～
84	第1章 第1節 22. <u>問題2</u>	問題文 4行目以降 B社の平成27年事業年度の確定法人税額は～ B社の平成26年事業年度の仮装経理法人税額は～ B社の平成28年事業年度の所得に対する～	問題文 4行目以降 <u>A社</u> の平成27年事業年度の確定法人税額は～ <u>A社</u> の平成26年事業年度の仮装経理法人税額は～ <u>A社</u> の平成28年事業年度の所得に対する～
129	第1章 第3節 1. <u>問2</u>	解答 2行目 ～。ここで、B氏は、同法第161条第1項第2号の 国内源泉所得を～	解答 2行目 ～。ここで、B氏は、同法第161条第1項 <u>第7号</u> の国 内源泉所得を～
131	第1章 第3節 2. <u>問2</u>	解答 2行目 ～。ここで、国内の不動産に係る賃貸料収入は、 同法第161条第1項第2号の国内源泉所得に～	解答 2行目 ～。ここで、国内の不動産に係る賃貸料収入は、 同法第161条第1項 <u>第7号</u> の国内源泉所得に～
139	第1章 第3節 4. <u>問題3</u>	<u>問2</u> 解答 A氏が受け取った土地Yに係る賃貸料は、自動車 の保管についての責任を負っていることから、所 得税法第26条第1項に基づき、事業所得に該当す る。	<u>問2</u> 解答 A氏が受け取った土地Yに係る賃貸料は、自動車 の保管についての責任を負っていることから、所 得税法第 <u>27</u> 条第1項に基づき、事業所得に該当す る。
166	第1章 第3節 8. <u>問題2</u>	問題文 2段落目の1行目後半 ～B社保有の展示用クラシックカーX（時価 2,000万円）を～	問題文 2段落目の1行目後半 ～B社保有の展示用クラシックカーX（ <u>盗難時の</u> 時価2,000万円）を～
167		解答 2行目後半 Xの盗難に係る損失額1,500万円を譲渡所得の金 額から～ * 1,500万円＝2,000万円－500万円	解答 2行目後半 Xの盗難に係る損失額 <u>500万円</u> を譲渡所得の金額 から～ * <u>500万円（Xの取得費）</u>
209	第2章 第1節 5. <u>問題2</u>	<u>問2</u> 解答 Z氏の横領について、A社の平成28年事業年度の法 人税の確定申告上、売上除外額6,000万円が益金 の額に算入されるとともに、Z氏に対する損害賠 償請求権相当額の6,000万円が益金の額に算入さ れる。しかし、～	<u>問2</u> 解答 Z氏の横領について、A社の平成28年事業年度の法 人税の確定申告上、売上除外額6,000万円が益金 の額に算入されるとともに、Z氏に対する損害賠償 請求権相当額の6,000万円が <u>債権として計上され</u> る。しかし、～
283	第3章 第10節 <u>問題1</u>	<u>問4</u> 解答を以下に差し替え <u>消費税法第7条第1項第5号に基づき、取引④は免税取引に該当するため、A社がD社から受領した5</u> <u>億円の特許使用料に対して、A社において、日本の消費税は課されない。</u>	